平成２４年（フ）第２３０３号
愛知県弥富市佐古木７丁目37番地１　ドミール藤Ａ―101
債務者　田中幸之こと　ＴＡＮＡＫＡ　ＬＵＩＺ　ＹＵＫＩＮＯＲＩ
１　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３０４号
愛知県弥富市佐古木７丁目37番地１　ドミール藤Ａ―101
債務者　田中フアブリシアこと　ＭＡＣＩＥＬ　ＲＩＣＡＲＴＥ　ＴＡＮＡＫＡ　ＦＡＢＲＩＣＩＡ　ＨＥＬＥＩＮＥ
１　決定年月日時　平成24年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４４６号
埼玉県比企郡嵐山町大字志賀516番地　ニューシティウェストＣ201
債務者　寺田ルミ子
１　決定年月日時　平成24年12月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２２６８号
愛知県北名古屋市沖村岡322番地
債務者　下藤　悦雄
１　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第８１６号
仙台市若林区中倉２丁目13番22号
債務者　永澤　広幸
１　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第８２１号
仙台市宮城野区中野字柳原22番地の７　パピヨンA101
債務者　薄根　健二
１　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第４６４号
茨城県笠間市下郷4439番地81　川崎住宅12号
債務者　荒川　和枝
１　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで　水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１５６号
茨城県日立市南高野町３丁目16番５―103号
債務者　吉田　憲一（旧姓重松）
１　決定年月日時　平成24年12月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで　水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第２６５号
茨城県つくばみらい市絹の台３丁目15番地19、前住所群馬県伊勢崎市除ケ町369番地１
債務者　カンオンタ　アヌラック
１　決定年月日時　平成24年12月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第２６６号
茨城県稲敷郡阿見町大字荒川本郷1793番地１
債務者　下村　良男
１　決定年月日時　平成24年12月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第２８４号
茨城県土浦市真鍋２丁目７番36号　マイステージ13番館201、前住所茨城県土浦市滝田２丁目162番地
債務者　鈴木美加子
１　決定年月日時　平成24年12月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第２８５号
茨城県土浦市富士崎１丁目12番23―502号
債務者　藤田　良弘（旧姓植竹）
１　決定年月日時　平成24年12月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第８１号
群馬県みどり市大間々町大間々151番地２　リヴェールメゾンＣ103号
債務者　植杉　　満
１　決定年月日時　平成24年12月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで　前橋地方裁判所桐生支部

平成２４年（フ）第８２号
群馬県みどり市大間々町大間々151番地２　リヴェールメゾンＣ103号
債務者　植杉　紀子
１　決定年月日時　平成24年12月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで　前橋地方裁判所桐生支部

平成２４年（フ）第３４１号
千葉県四街道市栗山991―２、住民票上の住所千葉県四街道市四街道３丁目10番46―204号
債務者　宇都宮　孝
１　決定年月日時　平成24年12月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで　千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第３４４号
千葉県富里市七栄650番地270　グランメールジュネス102
債務者　末永佐智子（旧姓鈴木）
１　決定年月日時　平成24年12月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで　千葉地方裁判所佐倉支部